

平成28年10月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成28年10月28日（金） 午前9時30分

2 出席委員

荒川由美子	委員長
三浦溥太郎	委員長職務代理者
森武洋	委員
小柳茂秀	委員
青木克明	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大川 佳久
教育総務部教育政策担当課長	阪元 美幸
教育総務部生涯学習課長	高木 厚
教育総務部教職員課長	福島 淳
教育総務部学校管理課長	菅野 智
学校教育部長	伊藤 学
学校教育部教育指導課長	佐藤 昌俊
学校教育部支援教育課長	丹治 美穂子
学校教育部学校保健課長	藤井 孝生
学校教育部スポーツ課長	三橋 政義
中央図書館長	山口 正樹
博物館運営課長	佐藤 明生
美術館運営課長	佐々木 暢行
教育研究所長	武田 仁

4 傍聴人 2名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に森武委員を指名した。
- 日程第2 議案第49号については、人事案件であるため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成28年9月10日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、現在、市立の全ての学校で採用している2学期制により、10月7日に前期を終了し、秋季休業を挟み、13日から後期が開始されております。ただし、秋季休業最終日の12日には、中学校20校で長期休業日を利用した授業日とし、そのうち4校は11日にも実施をいたしました。

学校行事として、中学校では、9月10日土曜日に16校、17日土曜日に7校が体育祭を実施いたしました。実施当日は、好天にも恵まれ、全ての学校で全校一体となったすばらしい学校行事となっており、生徒や教職員も充実した1日であったと捉えております。

一方、従前から多くの小・中学校で恒例種目となっている組体操については、全国的に事故が相次いでいることから、近年、国からは十分な事故防止対策を講じた上で行うよう通知がなされ、本委員会においても、その趣旨を各学校に通知をし、実施校からは詳細な組体操実施計画書を提出いただき、安全対策に万全を期すようお願いをしてきたところです。しかしながら、残念ではありますが、今年度も当日までの練習を中心に、骨折などの事故が数件発生いたしております。成長期の児童・生徒が、集団での達成感を享受できる種目として学校で取り入れているものですが、事故防止に向けて、国などの動向を見ながら学校と協議をしていかなければならない課題と捉えております。

次に、小学校では、9月27日を皮切りに、10月12日までの間に、全ての学校で修学旅行が行われました。悪天候などによる変更もなく、予定どおり実施できたことをうれしく思っているところです。

各種学校対象の行事です。

まず、小学校の理科学研究会と協力して、科学への関心を高める場として、「小学生創意工夫展」が9月17日土曜日、18日日曜日の両日、博物館の展示室で行われました。気づきを形にすることで、児童の科学の目を育てる一助にな

っていると感じたところでは、

10月1日土曜日には、総合高校SEAホールで、「中学生の主張大会」が開催されました。市立学校全23校の代表生徒が、みずからの生活の中で感じたことなどを、中学生らしい視点で捉え、学校生活、人とのきずな、世界平和など、多岐にわたるテーマで発表がなされました。横須賀の中学生がしっかりと自分の考えを持ち、堂々と自分の言葉で述べていること、運営等も全て中学生自身で行っていることに横須賀の将来に向けて頼もしく感じたところでは、

同日に、総合福祉会館ホールにおいて、不登校児童・生徒のための進路情報説明会・相談会が開催されました。市内の高校、専修学校、各種学校等、サポート校、技能連携校等が一堂に会し、日ごろ学校に行きたくても行けない児童・生徒やその保護者の方のための説明会と個別の相談が行われ、今後の目標設定や進路選択に役立っていくものと感じました。

10月9日には、市内の吹奏楽部を有する中学校17校の部員が日ごろの練習成果を発表する場として、文化会館大ホールにおいて「スクールバンドフェスティバル」を開催いたしました。各校15分、おおむね3曲の演奏でしたが、コンクールではない文化部の発表の場として、生徒たちの一生懸命な姿と演奏後の充実感あふれた笑顔に触れることができ、楽しく、爽やかで、心豊かな1日となりました。

後ほど担当課長から詳細な報告がありますが、10月15日土曜日には、不入斗陸上競技場で「小学校児童陸上記録大会」が、また、22日土曜日には、馬堀海岸前道路で「中学校駅伝競走大会」が開催されました。

また、社会教育関連行事として、16日日曜日には、市内一円の運動施設を利用して「横須賀スポーツフェスタ2016」が開催されました。

15日土曜日には、本年4月25日に日本遺産として認定されたことを祝い、「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～よこすかシンポジウム」がベイサイドポケットで開催されました。当日は、本市の歴史や遺産に関する有識者や文化庁など行政職員も交えた講演とディスカッションで構成し、4市連携して近代化遺産の活用等について、参集した聴衆とともに考える意義深い催しとなりました。

美術館で、9月3日から10月23日まで開催した企画展、「女性を描く クールベ、ルノワールからマティスまで」は、観覧者数1万5,437人で、予想を大きく下回りました。質の高い作品を展示したのですが、集客につながらなかったことを残念に思っているところでは、

最後に、9月2日から開催されていた、第3回市議会定例会は、27年度決算を含め、本委員会関連の議案、報告事項等についても全て可決承認され、10月14日に閉会いたしました。なお、前回定例会で設置について報告いたしました

中学校完全給食実施等検討特別委員会については、9月14日に審議が行われ、議会閉会中も引き続き継続審議となっております。

私からの報告は以上でございます。

(森武委員)

1点ちょっとお伺いしたいのですけれども、最初のほう、前半のほうにございました、小・中学校の運動会のところなのですけれども、組体操のお話が今ございました。組体操で、いろいろ昨今の状況に鑑みて組体操実施計画書というのを作成し提出いただいて実施したのですけれども、練習中に少し事故があったというお話でしたけれども、このあたり、その計画書のとおりに行われてそれでも防げないようなものであったかとか、あるいは、そもそもどういふことで発生したかという検証等が行われているのか、あるいは行われる予定等はあるのでしょうか。わかれば構いませんので、教えてください。

(スポーツ課長)

事前に計画書を出されて、さらに、各学校には、指導の行い方について細かくこちらからご連絡をさせていただき、難しいような技の場合には、それはおやめくださいということまでもお伝えをして実施しました。その中で、当日に至るまでの練習の中で、さまざまな状況で子どもたちが活動しますので、その中で起きたということは、骨折等を起こしたことはありました。ただ、重大な事故につながることはなく処理ができたことはあります。そして、事故が発生した場合は、各学校それぞれが、起きたことをすぐに職員全体でこの事故状況、処置の仕方も含めて情報共有し、そして、指導方法を検証しながら、次の事故を起こさないように行ってきました。

(森武委員)

突然でしたので、今で構いませんけれども、重篤なところには至らなかったけれども、骨折というのはやはり重篤な事故だと考えられますので、その経緯等はあるので、一概に組体操の練習が悪かったと言えるのかも含めて、その辺を一度きっちり検証していただいて、また何か機会を設けてご報告をいただければありがたいと思いますので、ぜひご検討のほうをお願いしたいと思います。

(スポーツ課長)

3月末に国からの通知が届き、4月上旬に小学校体育研究会、中学校保健体育研究会の会長さんにお越しいただき、各学校の状況説明と対策についての体

育的活動における安全対策検討委員会を開き、事故防止、対策について検討した後に通知を出しました。また、明日行われる小学校の運動会を最後に全ての組体操の状況もわかりますので、近く開催する検討委員会で検討した内容をお伝えしたいと思っています。

(三浦委員)

どうもありがとうございます。

今と同じことなんですけれども、実際の計画書と、実際に骨折という事故が起きたということは、切り離して考えていただきたいと思います。事前の準備にもかかわらず実際に起きてしまったということは、再発防止という点で非常に大事なことだと思います。要するに、ふだん骨折をしないのが、運動会の時期に限って骨折が何人か起きているということで、それは今後はゼロにしていきたいだと思いますので、それには、やはり今回どうして起きたのかということをしちっと、責任問題と全く切り離して、より重大な事故にならないように今回の事故を教訓とするために、ぜひ調べてご報告いただいて、また対策を立てていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

日程第1 議案第48号『平成29年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

それでは、議案第48号『平成29年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員について』ご説明いたします。

3ページをお開きください。

平成29年度の募集人員は、お手元にございます議案のとおり、全日制の課程において320人、定時制の課程においては70人であり、昨年度と同じ数となっております。

なお、募集人員については、県立高等学校を設置する神奈川県、市立高等学校を設置する横浜市、川崎市も、それぞれの教育委員会に対し、「平成29年度各高等学校に入学する生徒の募集人員について」を付議することになっています。

県教育委員会は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の各教育委員会終了

後、高等学校に入学する生徒の募集人員に関する公式記者発表を行います。

また、本年度の記者発表の日程は、10月28日金曜日午後2時からとなっておりますことをご承知おきくださいますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第48号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第50号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』

委員長 議題とすることを宣言

（総務課長）

議案第50号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』についてご説明をいたします。

9月の教育委員会定例会において、第3回市議会定例会の議案として提出いたしました「基金条例中改正について」が可決された後に、教育長の臨時代理により、教育委員会事務局等事務分掌規則の支援教育課の項に、「就学支援基金の管理に関すること」を追加しようとするもの及び、同じく第3回市議会定例会の議案として提出をいたしました「横須賀市立学校学期制検討委員会条例制定について」が可決された後に、教育長の臨時代理により、附属機関に、横須賀市立学校学期制検討委員会を追加するための改正を行うことを報告させていただきました。

本議案は、平成28年9月23日の市議会本会議において、それぞれの条例議案が可決されたことにより、「教育長の臨時代理による事務」を行わせていただきましたので、そのご承認をお願いするものでございます。

規則改正の内容は、前回ご説明したとおり、「就学支援基金」及び「横須賀市立学校学期制検討委員会」の設置に伴う所掌事務の追加を行ったものでございます。

以上で、議案第50号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』の説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほど、お願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第50号は、「総員挙手」をもって、原案

どおり可決・確定する。

日程第4 議案第51号『教育長の臨時代理による事務の承認について（平成29年度横須賀市立幼稚園園児募集要項制定）』

委員長 議題とすることを宣言

（教育指導課長）

それでは、議案51号『教育長の臨時代理による事務の承認について（平成29年度横須賀市立幼稚園の園児募集要項制定）』のご説明をいたします。

本要項の制定について、例年では9月の教育委員会定例会で議案として提出し、ご審議いただいております。しかし、8月の教育委員会定例会でご報告させていただいたとおり、来年度、市立幼稚園の「子ども・子育て支援新制度」への移行に伴う「市立学校の授業料等に関する条例中改正議案」の審議を9月の市議会第3回定例会で行うため、また、例年どおり10月中旬から市立幼稚園の募集要項を配布するには、議案として審議いただく前に制定せざるを得ない状況となりました。

このことについて、9月23日に「市立学校の授業料等に関する条例中改正議案」が市議会でも可決され、「市立学校の授業料等に関する施行規則」の改正及び「市立幼稚園の保育料に関する規則」の制定を行った後、9月26日付で「平成29年度横須賀市立幼稚園の園児募集要項」を教育長の臨時代理により執行したことについて、「教育長に委任する事務等に関する規則」第3条第2項の規定に基づき承認をお願いするものです。なお、要項の内容につきましては、8月の定例会でご説明させていただいたとおりです。

以上で、議案51号『教育長の臨時代理による事務の承認について（平成29年度横須賀市立幼稚園の園児募集要項制定）』の説明を終わります。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第51号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『スポーツに関する事務（学校体育に関することを除く）の移管について』

（総務課長）

報告事項（１）『スポーツに関する事務（学校体育に関することを除く）の移管について』説明をいたします。

総務課、スポーツ課両課で資料を作成しましたが、代表して総務課から説明いたします。

本年７月８日に行われた横須賀市総合教育会議において、市長から「市長部局において学校体育を除くスポーツ政策を一元的に実施することについて、具体的な検討をお願いしたい」との依頼があり、これを受け、教育委員の皆様から検討の実施について発言をいただいたところでございます。

このため、８月の教育委員会定例会では「スポーツ行政の現状について」、９月の教育委員会定例会では「スポーツ行政のあり方について」と、スポーツ行政を取り巻く現状や、スポーツに関する事務を市長部局に移した場合に想定される効果や影響などについて報告し、委員の皆様からご意見等をいただいております。

本定例会では、これまでの経過を踏まえ、学校体育を除くスポーツに関する事務の市長部局への移管に係る事項について、教育委員会としての考え方をまとめる形で整理をいたしましたので、報告をいたします。

それでは、資料の１ページをご覧ください。

初めに、「１ スポーツ行政を取り巻く状況について」です。

平成19年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年４月から、地方公共団体は、条例の定めるところにより、学校体育を除くスポーツに関する事務を首長が担当できることになり、神奈川県を初め多くの地方公共団体でスポーツに関する事務の移管が行われています。

この法改正について文部科学省は、「地域の実情や住民のニーズに応じて『地域づくり』という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨から行うものである」と述べています。

また、本市の状況については、教育委員会がスポーツ行政全般を担っていますが、市長部局においても集客の促進、都市イメージの向上、生涯現役社会の実現などの観点からスポーツに関連した施策に取り組んでいるという状況にあります。

次に、「２ スポーツ行政のあり方に関する検討について」です。

ただいまのスポーツ行政を取り巻く状況の中、冒頭申し上げましたとおり、

本年7月8日に開催された「横須賀市総合教育会議」において市長から「市を挙げて、まちづくりの視点からスポーツの振興に取り組んでいきたい思いがあり、市長部局において学校体育を除くスポーツ政策を一元的に実施することについて、具体的な検討をお願いしたい」旨の依頼がありました。

これを受け、本市にとってよりよいスポーツ行政のあり方を検討するという観点から、スポーツに関する事務の市長部局への移管について検討してまいりました。

2ページをお開きください。

2ページ上段の表に、これまでの検討経過を記載しております。

次に、2ページ、「3 今後のスポーツ行政についての考え方（案）」ですが、これまでの経過を踏まえて、教育委員会の考え方としてまとめたものでございます。

まず、(1)事務の移管については、学校体育を除くスポーツに関する事務の移管に関する考え方、移管により期待される効果、学校体育への取り組みなどを記載しております。

まず、事務の移管については、市民に身近なスポーツの一層の振興及びスポーツの持つ力や魅力を活用したまちづくりに市を挙げて取り組んでいくため、本市においてスポーツ行政を一体的、総合的かつ効率的、効果的に推進する体制を構築することが有効であり、現在教育委員会が所管している学校体育を除くスポーツに関する事務を市長部局に移管する、としております。

事務の移管により、期待される事柄としては、スポーツに関連した全庁的な取り組みが一体的に推進され、生涯スポーツの振興促進、運動施設の一元管理に向けた検討体制の整備など、スポーツ行政の一層の充実が期待されること、また、スポーツと市長部局の施策や事業との連携が一層円滑になり、スポーツ振興が教育分野にとどまらず、集客の促進、都市イメージの向上、生涯現役社会の実現など、横須賀市が取り組んでいる施策の推進につながることを期待されることを挙げております。

教育委員会は、引き続き児童・生徒の健康・体力づくりの推進、運動部活動の活性化等の施策に取り組み、学校体育の充実に努めていくことを記載しております。

次に、(2)事務移管の時期については、平成29年4月1日としております。

次に、(3)事務移管の手続きですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条（職務権限の特例）に基づき、条例の定めるところにより、スポーツに関する事務を市長に移管することを記載しています。なお、スポーツに関する事務の移管に伴い、関係条例（体育会館条例、スポーツ推進審議会条例、体育功労者選考委員会条例）について、条文中の「教育委員会」となっ

いる部分を「市長」に変更するなど、所要の条文整備のため改正が必要となります。

3ページをご覧ください。

次に、(4) 移管する事務の概要ですが、現行のスポーツ課の事務分掌規則に基づき整理をしております。

市長に移管するスポーツに関する事務（社会体育関係）、また引き続き教育委員会で所管する学校体育関係の事務の概要は、それぞれ表に記載のとおりでございます。

次に、(5) 事務の移管に伴い留意が必要な事項です。

現在の体制は、子どもたちを健やかに育む学校体育と生涯スポーツの観点としての社会体育の連携による、切れ目のないスポーツ振興が図りやすいというメリットがありますが、社会体育に関する事務を移管した場合でも、切れ目のないスポーツ振興を図るため、これまでと同様に学校体育と社会体育の連携を図る必要があります。

事務の移管に伴い、学校の教育活動等に影響が生じないように、また、市長部局が行うスポーツ施策・事業が円滑に推進できるよう、移管後は4ページをお開きいただきまして、4ページの上から9行目に記載の「横須賀市スポーツ推進審議会」や、その下の関係課長会議等の組織を活用するなどして教育委員会、市長部局が連携を図っていくことが必要となるとしてございます。

次に、「4 スポーツ関係団体等への意見聴取について」です。

学校体育を除くスポーツに関する事務を移管することについて、スポーツ関係団体等にご意見を伺いました。

まず、(1) 横須賀市スポーツ推進審議会委員による意見交換ですが、横須賀市スポーツ推進審議会は、公募市民2名、スポーツ関係団体の代表者11名、学識経験者1名の14名の委員で構成される、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議する条例設置の附属機関です。

平成28年10月19日に開催された平成28年度第2回横須賀市スポーツ推進審議会において、スポーツに関する事務の市長部局への移管についての意見交換が行われました。

各団体の代表である委員からは、現行の体制が変わることによりこれまでの支援等に影響がないようにしてほしいといった趣旨のご意見や、社会体育団体と学校との連携事業の継続についてのご意見をいただきましたが、学校体育と社会体育の連携の維持を前提として、根本的に移管に反対する意見はありませんでした。

移管について期待することとして、まちづくりの中にスポーツという観点が入ることはすばらしいというご意見、また、市長部局への移管を契機に、スポ

一ツ施設を充実させ、大規模スポーツ大会の誘致等に積極的に取り組めるとよい、とのご意見をいただきました。

また、移管後は、関係課長会議等の行政だけではなく、スポーツ推進審議会委員を含め広い範囲からの意見を聞くことも必要ではないか、とのご意見もいただきました。

5 ページをご覧ください。

(2) スポーツ関係団体への意見聴取です。

横須賀市体育協会等のスポーツ関係団体にスポーツに関する事務の移管についてのヒアリングを行いました。

各団体からは、支援体制の継続についてや教職員と各スポーツ団体の密接な関係が維持できるよう配慮してほしい、などのご意見をいただいております。また、大規模大会開催時に市民スポーツに影響が出ないように調整が必要である、などのご意見もいただいております。

6 ページ以降は、参考資料として、関係法令や他都市の状況などを添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、資料の説明を終わります。

本資料は、これまでの教育委員会会議での経過を踏まえ、学校体育を除くスポーツに関する事務の市長部局への移管に係る事項について、教育委員会としての考え方をまとめる形で整理をいたしました。

本日の会議で内容をご確認いただき、必要に応じて修正を行ったものを教育委員会の検討結果として、現在、11月7日を予定しておりますが、総合教育会議において、市長と事務の移管について協議を行いたいと考えております。

以上で、報告事項1の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

(森武委員)

それでは、1点お伺いしたいんですけれども、2ページのところの3番の(1)事務の移管についてというところで今ご説明をいただきましたけれども、そこで少し確認させていただきたいと思えます。時期が29年4月1日ということで、来年4月1日に教育委員会のスポーツ課を市長部局に移管するということですが、そのときに、そこだけがどこかの市長部局のところに移管されて、ほかのところは市長部局の中にそのまま残るのか、市長部局の中でもいろいろ検討されて、例えば最初のところにございました体育会館は今教育委員会が所管していますけれども、例えば、都市公園の中のテニスコートとか野球場というのは多分、環境政策部が所管されていると、さまざまところが市長部局の中でも所管されていると思うのですけれども、そういうものもさらに一

元化されて、その中の（１）のところに書かれている、スポーツ行政を一体的、総合的かつ効率的に推進する体制を構築するというふうに書かれているのか、そのあたりについて、先方のあることですので、教育委員会の中の認識で構わないので、今の段階でわかっていることを教えていただければと思うのですが、お答えいただけますでしょうか。

（総務課長）

現在、市全体の行政組織を所管しております総務部の行政管理課を窓口、移管した場合の組織体制について検討していると聞いています。詳細については、まだ固まっていないということで、そういう段階にございますが、基本的には、移管したことによって生涯スポーツの一層の振興ですとか、スポーツを活用したまちづくりが推進されるという観点で組織が検討されると考えております。現在、市長部局のほうでも、例えば、福祉部のほうで障害者スポーツの関係を担っていたり、健康部のほうで健康増進を担っていたり、環境政策部のほうでは屋外スポーツ施設を担っている。さまざまところで、本来の事業の中の１つとして実施しているような状況で、一体的に進んでいるという部分が少し欠けているというところがありますので、スポーツ課が行くことによって、それらをコーディネートしますといいますか、そういう役割を果たしつつ、スポーツの振興を果たしていくということになると思います。ただ、29年4月に全てを1つにまとめる体制がとれるかというところ、そこはよく考えていかなければいけない部分もあると思いますので、移管したスポーツ課が中心になって企画やコーディネートなどを行っていくのではないかなと考えております。

（森武委員）

今の段階だとお答えできないところをお答えいただいたということでありありがとうございます。

それで、私として、これは個人的な意見になるかもしれないんですけども、今回のスポーツ課が移管することによって、それが核になって集約することによって一体的に動くのであれば非常にいいことだと考えているのですが、ただ、例えば、教育委員会のスポーツ課を市長部局のある課のところに課をつくって移管して、市長部局に全部あるんだから、その課はまたがっていても一体的だということでとまるのであれば、それはなかなか理解できなところもあるので、ぜひそれが核になって市長部局の中で総合的にやるということであれば、教育委員会としても市長部局に移管してもいいのかなというのが、これは個人的な意見なんですけど、そのように思いますので、そのあたりのところというのは、総合教育会議の場を通して調整していけばいいという、そういう理解でよ

ろしいわけでしょうか。

(総務課長)

総合教育会議では、まさに今、森武委員が言っていたようなご意見を市長にお話しただいて、それをもって協議、調整が図られると望ましいと思っています。

(小柳委員)

3ページの(4)の移管する事務の概要の「市長に移管する事務」の中の枠の中に、「学校施設(体育施設に限る。)の開放に関する事」、「学校水泳プールの運営に関する事。(地域開放)」というふうに書いてあります。これは、学校のプールやグラウンドや体育館を一般の市民の方に開放するという事だと思います。これ自体は意義のあることで、地域の方のスポーツ振興にも資すると思いますが、これは具体的に、市長の部局に移管することによって何が変わるのかという、こういうことが変わりますよというような話は市長から何か例というか、お聞きになっていらっしゃいますでしょうか。

(総務課長)

学校体育施設の開放でございますが、これにつきまして従前から行っております。まず、学校教育に支障のない範囲で学校が使わない時間帯等についてグラウンド等を市民の皆さんに使っていただくということでございますので、基本的には、まず学校が優先的に使って、使わない部分を地域で使っていただくという部分ですので、これについて移管後に何か制度的に変わるとか、そういったところは特にないと考えております。事務を所管するところが教育委員会から、社会体育という位置づけですので、これについては学校体育ではなくあくまでも社会体育という位置づけの事業でございますので、その事業の実施主体が教育委員会から市長部局に移るということで、特に事務の内容、事業の内容が変わるというところは今のところはないと考えております。

(小柳委員)

そうすると、今は、学校開放運営委員会とか、そういったところが実際に管理されていると思うんですけども、それは全く今までどおりの形で、その所管が変わるだけ。何も変わらない。移管して何か変わるからこそ移管するんだと思うんです。今までどおりということであれば、その移管の必要は本当にあるのかなというようなこともあります。移管してから総合的にいろいろ考えて、要するに、今はまだ具体的に学校のグラウンドとか体育館とかプールに関する

学校開放をどういうふうに変えるかということは決まっていなくても、とりあえず移管して、移管後に市長部局が総合的、効率的、効果的に全体的に見て、こういう利用をしようとかというのを考えるというような話なんですか。

(学校教育部長)

基本的な考え方として、まずは、学校体育に関する事務以外のスポーツに関する事務は、この際、教育委員会から全て市長部局に移管したほうがいい、このような考え方を持っています。今話題になっております学校開放事務については、これは学校体育施設とありますけれども、これは学校体育ではございませんので、社会体育の事務として認識しておりますので、これも最初の原理原則から言うと、市長部局に移管すべき事務であるというふうに考えています。

内容的には、公共の体育施設、例えば体育会館、あるいは運動公園、こういったものがございましてけれども、その企画運営と、それから学校体育施設開放事業の運営の事務は関連があるものというふうに考えておりますので、市長部局に移管した暁には、体育会館あるいは運動公園とそして学校体育施設開放奨励事業を一体的に考えていくことによって、市民にとっては、学校でやろうが公共体育施設でやろうが利用する施設には変わりはないので、その辺も一元的、集中的に事業が進められることによって、合理的な事務が進められるのではないかなというふうに考えております。

(小柳委員)

別の角度からの質問となりますが、よろしいですか。

おっしゃるとおりだと思うんですけども、施設自体は1つで、利用するのは学校と市民と両方利用することになったときに、例えば、その同じ施設を利用する中で、市民が使っているときに事故が起こったり、その施設が壊れてしまった、そういったことが起きたときに、今まで学校が実施していた利用にも支障が出る可能性も出てくるということも考えられると思うんですけども、その辺の検討とか対策とか、そういったものは何か具体的に考えていらっしゃいますか。

(学校教育部長)

同じ学校施設を使って、教育活動とそれから開放事業を行いますので、何らかのかかわりといいますか、例えば、学校で授業を行っているときに何か施設が破損してしまって、その日の午後の学校開放ができなくなってしまうということとは当然あるとは思いますが、しかしながら、同じ施設であっても、まず

は教育活動に使う時間帯を学校が確保し、それ以外のあいた時間といいますか、使える時間帯を市民の方に開放するという事で、その辺の住み分けをしっかりと行い、学校開放の部分については今後は市長部局で受け付けていただくこととなりますので、例えば何か破損した場合の修繕ですとか、そういったことについては学校開放事務の中で扱い、できるだけお互いに影響が及ばないようにするという事は必要かなというふうには考えています。

(荒川委員長)

私もちょっと関連することなので、意見を述べさせていただきたいと思うのですが、この学校開放について各団体とか地域との関係というのは、今はほとんど学校が担っていると思うんですね。そのためにやはり、今まででしたら年間の学校の行事であるとかいろいろなことが、学校によって違いますから、そういうことも十分にわかっていただけたということで、状況を理解して、その開放事業についてもやっていただけたと思うのですが、開放事業が教育委員会から離れた場合、その開放事業というのが今までのように円滑にいくために、学校と連携を密にとってやっていただけたらありがたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

報告事項（２）『平成28年度 全国学力・学習状況調査結果の概要について』

(教育指導課長)

それでは、『平成28年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について』説明いたします。

平成28年4月19日に、小学校6年生・中学校3年生を対象にして、全国学力・学習状況調査が実施されました。国語、算数、中学校は数学、そして質問紙調査が行われ、資料は、その市全体の結果の概要をまとめたものです。

2ページをお開きください。

小学校の教科別平均正答率とともに、各教科の概要を載せてあります。平均正答率につきましては、全国の平均正答率との差が昨年度と比べ縮まっており、改善が見られますが、依然下回っており、課題があると捉えております。

各教科の概要については、国語は、A問題である「主として知識に関する問題」を中心に課題があり、身につけておかなければならない事柄の定着が不十分な児童の割合の多いことがうかがえます。また、A問題、B問題に共通して自分の考え等を「書くこと」に課題が見られます。

3ページをお開きください。

算数は、B問題である「主として活用に関する問題」を中心に課題があり、知識を活用することに課題の見られる児童の割合が多いことがわかります。また、A問題においては、「小数」に課題があり、身につけるべきことの定着が不十分であるということがうかがえます。

4ページをご覧ください。

児童質問紙調査の結果の概要を載せてあります。昨年度と大きな変化はありませんが、「友達の話や意見を最後まで聞くことができる」、「学校のきまりを守っている」等の他者を大切にしようという設問での肯定的な回答の割合は90%以上です。また、「家で、学校の宿題をしている」についても肯定的な回答が90%以上であり、市内での家庭学習の定着が浸透してきたと捉えられます。

一方で、「家で自分で計画を立てて勉強をしている」の回答は全国と比較して5ポイント以上差があり、家庭学習に取り組んできているが、みずから進んで行う自主学習の習慣には至っていないと捉えられます。

5ページをご覧ください。

次に、中学校の結果についてご説明します。

中学校については、昨年と比べ、全国の平均正答率との差が広がっている教科があり、また各教科2ポイント程度下回っており、課題があると捉えられます。

各教科の概要については、資料のとおりですが、A問題である「主として知識に関する問題」を中心として課題が見られ、いわゆる「基礎基本」を中心に、今後も改善に向けた取り組みが必要です。

7ページをご覧ください。

生徒質問紙調査の結果の概要については、小学校と同様、昨年度と大きな変化はありませんが、「学校の規則を守っている」、「人の役に立つ人間になりたい」等の設問については、肯定的な回答の割合が90%以上であり、規範意識について、良好な結果が見られました。

一方で、小学校と同様に「家で自分で計画を立てて勉強をしている」といった自主学習については、全国平均と比較して5ポイント以上差があり、小・中共通した課題として今後、改善に向けた取り組みが必要です。

8ページをご覧ください。

最後に、今後の取組を載せてあります。図書館の活用や自主学習の取り組み等、小学校と中学校において、共通した課題が明らかとなってきています。今後、横須賀市全体の課題として、その改善に向けた取り組みを行うとともに、その推移に着目していく必要があります。

また、昨年度の学力・体力・生活意識調査の専門的分析において、学力、体

力が学級集団や子どもたちの自己肯定感と相関があることが明らかとなりました。今後はその視点による取り組みとともに、質問紙等においても関係する設問の結果に着目し、具体的な施策を行っていく必要があると考えています。

これと同様の形式のものを、後日、市教育委員会のホームページに掲載いたします。

今後、さらに詳しい分析を行い、指導改善リーフレットを作成し、学校で活用していただく予定であります。

以上でございます。

(荒川委員長)

では、私から1点よろしいでしょうか。今までにも、教育委員会としては、各学校に担当の指導主事が伺って、その学校なりの対策をいろいろ一緒に考えてというような形で取り組んできたと思うんですけども、それでやってきたことによって、何かやはり効果があったというような、もし事例がありましたら、差し支えのない範囲で結構なんですけれども教えていただければありがたいのですが、どうでしょうか。

(教育指導課長)

各指導主事がさまざまな校内研究、研修、もしくは教育課程研究に向けた指導案づくり等、さまざまな場面を通じながら、現場の先生方に指導してく場面をつくっております。その中では、まず1つ、授業づくりの1つの大きな、ある意味課題として、またその課題に向けた解決の方策として、やはり1時間の授業の狙いを明確にしていきたいと思いますというところを、これまでも授業改善の視点として取り上げてきました。そういったところでは、今年度行った教育課程研究会のそれぞれの授業提案、もしくは8月の文書提案でも、その授業の狙いを明確にするということについてはかなり先生方も意識をし、具体的にそれが1時間の授業の子どもたちの活動と見合った形での設定がなされるということでは、一定の成果が見られているというのは捉えております。

報告事項（3）『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』

(学校保健課長)

それでは、報告事項（3）『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』ご報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。

まず、「1 検討組織等における検討状況について」の「(1) 開催状況」についてです。

アにあります「中学校完全給食実施等検討特別委員会」は、平成28年市議会第3回定例会本会議において、12人の委員で構成する特別委員会として新たに設置されました。9月14日に開催された特別委員会では、記載のとおり、中学校完全給食実施に向けた検討状況について報告し、ご審議をいただきました。

次に、「イ 中学校完全給食推進本部」です。市長を本部長とし、全部局長で構成する推進本部の第2回会議を9月26日に開催いたしました。会議では、「各実施方式における新たな用地の必要性について」議論しました。これは、各実施方式のうち、センター方式については、給食センターを建設するための新たな用地が必要となるため、調査業務委託において、自校方式、親子方式と同様に具体的なシミュレーションを行うことなどを目的に、市が所有している土地のうち、利用が決まっていない土地、未利用地と言っておりますが、この未利用地に関する協議を行ったもので、現在売却公募中のものを除く市の5,000平米以上の未利用地である、旧上の台中学校と旧平作小学校について、実施方式決定までの間、売却に向けた事務を停止することについて、所管部で検討することとなりました。

なお、所管部で検討した結果、事務を一時停止することについて既に回答をいただいております。この措置は、あくまでも自校方式、親子方式と前提条件をそろえていきたいというもので、議論の方向をセンター方式へ導くものではないこと、また、仮にセンター方式を採用したとしても、今回名前の挙がった場所に建設するということを決めるわけではないという趣旨での措置であります。

次に、「ウ 中学校完全給食推進連絡協議会」についてです。

この連絡協議会は、学校運営に関する課題等の情報を共有し、解決策などを話し合うため、教職員、保護者、教育委員会事務局で構成する会議で、10月20日に第1回を開催しました。

第1回の会議では、後ほどご紹介しますが、学校の日課や給食指導、アレルギー対応など、学校運営上の課題を中心にご意見をいただきました。

2ページをお開きください。

連絡協議会の構成員名簿を記載しております。

構成員としては、中学校の現状に基づいた意見を伺うため、中学校の管理職、家庭科教諭、養護教諭、また、現在、完全給食を実施している小学校の実態に基づいた意見を伺うために、小学校の管理職、食育担当者、栄養教諭、学校給食調理員、加えて、教職員組合の代表、小・中学生の保護者にご参画いただいております。それぞれの立場から、中学校完全給食の実施に関する課題等につ

いて意見をいただくとともに、解決策などについてご議論いただきます。

3ページをご覧ください。

「(2) 検討組織等における質問・意見等」についてです。

平成28年8月から平成28年10月に開催した会議等でいただいた意見などについて、抜粋したものです。

項目ごとに整理をしましたので、意見や質問の末尾にどの会議で出た意見かを略称で表記しております。

まず、「ア 実施方式について」の「(ア) 全般」といたしまして、実施方式の検討方法や、複数の実施方式にまたがる事項についてご意見等をいただきました。

一部ご紹介いたしますと、実施方式の検討に当たっては、将来的な学校の統廃合についての考え方を踏まえる必要があるのではないかなどのご意見のほか、センター方式や親子方式で実施する場合、給食施設が工場扱いとなるため、用途地域について制限があるなど、整備上の課題などについてもご意見をいただきました。

次に「(イ) センター方式」については、給水や排水も大量になるので、建設場所の制約があることや十分な配水管の有無などが財政面に大きくかかわってくることや、人口減も見据えて、小学校の施設建て替えの際などに給食の提供を給食センターに吸収していくことも考えなければならない状況になるのではないかといったご意見などをいただきました。

4ページをお開きください。

「(ウ) 親子方式」についてですが、当初、事務局では、親子方式について、小学校の校舎を増床しないことを調査委託の条件として想定していましたが、校舎の床面積を増やした場合でも他の方式と比較して費用が安いことも考えられる、校舎の床面積を増やさない改修を前提条件とすると親子方式の検討を制限することになってしまうなどのご意見を市議会からいただいたため、増築した場合の調査ができないかについて検討をしております。

また、連絡協議会では、学校運営上の課題として、食物アレルギーなどについて、親子方式では非常に綿密に小学校と中学校で連携していかないと大きな事故につながるのではないかと危惧しているなどのご意見をいただきました。

次に、「(エ) その他」ですが、実施方式は、どれか1つの方式を選ぶのではなく、併用という形もあり得るのではないかと、などのご意見をいただきました。

次に、「イ 調査業務委託について」です。

細かい説明はここでは省略させていただきますが、仕様書の内容についてご質問やご意見があったほか、事業者との打合せ内容について市議会の特別委員会などに報告すべきではないかとのご意見をいただきました。

5 ページをご覧ください。

「ウ 検討組織について」は、「(ア) 全般」にありますように、実施方式の決定方法や会議の公開、会議録の公開などについてご意見をいただきました。

また、(ア) の一番下にありますように、各検討組織の情報共有を直接行う機会を設けることが必要ではないかなど検討組織間の情報共有についてもご意見をいただきました。

なお、(イ) から (エ) の各検討組織については、細かい説明を省略させていただきますが、会議の構成などについてご意見をいただきました。

次に、「エ 学校運営上の課題について」です。

連絡協議会で教職員や保護者からいただいた意見です。

まず、「(ア) 日課」についてですが、中学校給食がスタートすると、今よりも時間を確保しなければならず、その時間をどこで生み出すかというところが課題である、勤務時間が早くなっても、部活動の時間は確保していかなくてはいけないので、働く時間が長くなり、教員の負担がふえてしまうことも心配であるなどのご意見をいただきました。

6 ページをお開きください。

「(イ) 給食指導」に関しては、中学校の教員は経験がないため、小学校との交流や研修などを検討してほしい、中学校の教員にも手引きや指導方法を徹底していかないと、大きな事故につながるおそれがあるなどのご意見をいただきました。

それ以外にも、「(ウ) その他」にありますように、栄養教諭・学校栄養職員の配置などについてもご意見をいただきました。

次に、「オ 給食の内容等」についてですが、中学校給食を開始した際の食材調達方法のほか、現在の小学校給食の状況などについてご質問をいただきました。

次に、「カ 検討経過、スケジュール等」に関しては、(ア) にありますように、これまでの検討経過や方法などについてご意見をいただいたほか、7 ページ (イ) にありますように、今後の検討スケジュール等についてもご意見をいただきました。

次に「キ その他」については、公会計化や調理施設における従事者の確保についてご質問・ご意見をいただきました。

ただ今ご説明してまいりました各検討組織でいただいた意見、質問などにつきましては、事務局で整理した上で、推進本部や専門部会、連絡協議会などで議論をしてまいります。

最後になりますが、「2 横須賀市立中学校完全給食実施方式の検討に係る調査業務委託について」です。

9月の定例会では、8月に入札が不調に終わったため、再度の入札を準備中というところまでご報告をさせていただきました。その後、入札を終えまして、9月29日に(2)に記載の事業者と契約をいたしました。

調査は、中間報告の締切が来年2月10日、最終報告の締切が3月10日となっています。

また、(3)に記載のように、11月に中学校の現地調査を実施する予定としています。

以上で、報告事項(3)『中学校完全給食に向けた検討状況について』の説明を終わります。

なお、事務局といたしましては、毎月のこの定例会で検討状況の報告を都度都度させていただきたいと考えておりましたが、10月と11月の定例会の間に他の検討組織等の会議がないこともあり、現時点では、11月定例会での報告を予定しておりませんので、あわせてご報告させていただきます。

以上で学校保健課からの説明を終わります。

(三浦委員)

どうもありがとうございます。

4ページのところですけれども、(ウ)親子方式のその下の【特】です。「食物アレルギーなどについて、親子方式では非常に綿密に小学校と中学校で連携していかないと大きな事故につながるのではないかと危惧している」とあるんですけれども、もうちょっと具体的に説明していただけますでしょうか。何か、おやつという記述なものですから。

(学校保健課長)

現在、小学校で、食物アレルギー対策につきましては、食材の情報、保護者への情報提供は、かなり細かい内容をしてございます。中学校でもし始まるした場合、しかも親子方式でやるといった場合には、小学校でつくったものを中学校に持っていくとなりますけれども、そこでの内容、それから、もし仮に将来除去食的な対応をしていくといった場合には、その連絡がきちんととれていないと、例えば、Aさんのこの子はこれが食べられないとかという情報もきちっと伝えていくように将来的にしていかないと、何か起きて事故につながる可能性があるのではないかと、そういったようなご意見があったというふうに認識しています。

(三浦委員)

私が考えたのは、要するに、一人一人の生徒さんの情報が調理をつくる現場

のほうにきちっと正しく伝わって、そこで運営されるということが一番大事なことであって、それがどこでつくるかは余り関係ないことのように感じるんです。全般的に連絡をきちっとしなければならぬのはもちろんそうなんですけれども、仮に親子方式でなくても、やはり同じ注意が、きちっと注意がやはりその調理する現場と、それから施設さんの情報がきちっとそこに行かなければ、やはり起きてしまうように感じたもんですから。今の話ですと、大まかなことはわかったんですけれども、厳密には、この食物アレルギーについてだけ出すと、もしこれですと、親子方式でなければ安全なんだという、ちょっと落とし穴にはまってしまうような気がしたものですから、ちょっと質問させていただきました。

(学校保健課長)

これは、中学校の養護教諭からの意見です。今回の第1回目の会議は、まず事務局のほうで今までの検討状況を説明させていただきました。基本的な情報をまず同じレベルにそろえていただいた上で、今現在、中学校側として説明を聞いた中で将来中学校給食が始まるということに関して不安に感じていることとか、それから今の時点で課題というふうに捉えられるようなことを、とにかく多く挙げてくださいということで、事務局からご説明させていただきました。これを中学校が給食が始まるまでの間、まだある程度の期間がございしますが、その期間の間に解決をしていかななくてはいけないという前提があるんですけれども、とにかく、今のまずきょうの段階でのそういった不安に思っていること、課題としてこう考えられるのではないかということ、とにかく数をたくさん挙げてくださいという趣旨での発言のお願いでしたので、中学校側の養護の先生としましては、ちょっとその食物アレルギー対応の、小学校はそういう、ある意味、食物アレルギーについての知識ですとか対応がかなり細かくできているものですから、中学校はまだこれからというところもあるので、そういった部分を恐らく不安に感じられたのかなというふうに認識をしております。

(三浦委員)

どうもありがとうございます。

要するに、前の委員会でもお話し申し上げたんですけれども、食物アレルギーに対する対応というのは、やはり小学校がそのシステムを含めてノウハウを今、持っているわけです。ですから、そのノウハウを今度は中学にきちんと伝えるというのは非常に大事なことだと思います。

よろしくお願ひします。

(小柳委員)

先ほど、次の定例会までには、ほかの委員会が予定されていないというような話でした。この中身を見て、皆さんとても活発に議論していただいて、いろんな意見が出て、よりよいものができるのかなと期待が持てるんですけども、この各委員会の部会とか予定というのは、何かいただきましたか。すいません、もし私が見落としているだけだったらあれですけども、今後の日程とかわかれば教えていただけますか。

(学校保健課長)

それぞれ、推進本部、それからその専門部会、連絡協議会の次回の日程はまだ決まっておきませんので、お知らせはまだ、もちろんしてございません。内容、それから整理していく状況によって、都度都度その日程調整させていただいてやっていきますので、開催する際には事前に会議がありますとか、こういう内容でしたとご報告させていただきますが、今の時点でまだ次の会議の予定が、まだ日程は決まっていないという状況でございます。

(小柳委員)

わかりました。ありがとうございます。

報告事項(4)『横須賀市小学校児童陸上記録大会の結果について』

(スポーツ課長)

スポーツ課から、小学校児童陸上記録大会の結果について、ご報告させていただきます。

市内小学校46校から、5、6年生の学校代表選手908名が参加し、10月15日土曜日、不入斗公園陸上競技場で開催しました。当日は天候に恵まれ、5年女子ソフトボール投げと6年女子走り幅跳びで大会新記録、また、5年男子100メートル走で大会タイ記録が出るほど子どもたちの日々の練習成果が発揮されるとともに、保護者を初め約1,000人の応援者が観客席を埋める大盛況の大会となりました。

競技結果については、ホームページに掲載いたしましたのでご覧ください。

小学校児童陸上記録大会結果については、以上でございます。

(質問なし)

報告事項（５）『横須賀市中学校駅伝競走大会の開催結果について』

（スポーツ課長）

次に、横須賀市中学校駅伝競走大会についてご報告させていただきます。

横須賀市中学校駅伝競走大会は、横須賀市中学校総合体育大会の締めくくりの大会として開催しております。今回で男子は67回目、女子は33回目となります。

また、県立観音崎公園内コースから国道16号馬堀海岸区間コースに移してから、今年で9年目になります。

大会は予定どおり10月22日土曜日に、市内の全公立中学校23校に横須賀学院中学校を加えまして、男女各24校の参加で行いました。

当日は、好天に恵まれ、407名の選手を初め約5,500名の来会者が沿道を埋め尽くし、学校ののぼり旗も多数並んで大変な盛り上がりの中、浦賀署や地元町内会等のご協力をいただきながら大会を開催することができました。

結果につきましては、6位までに入賞した学校と区間賞を記載しております。

女子では、追浜中学校が13年ぶりに優勝、男子では大津中学校が2年連続大会記録を更新し、昭和27年第4回大会において久里浜中学校が達成して以来の4連覇を達成いたしました。

なお、女子上位3校、男子上位4校については、11月5日土曜日に横浜八景島海の公園周回コースで開催されます神奈川県中学校駅伝競走大会に出場いたします。

さらに、県大会での優勝チームは全国大会へ、上位4校は関東大会への出場権を得ることになります。

委員の皆さまには、開・閉会式への出席もあわせ、ご支援・ご協力いただき誠にありがとうございました。

中学校駅伝競走大会の結果については、以上でございます。

（質問なし）

報告事項（６）『よこすかスポーツフェスタ2016の開催結果について』

（スポーツ課長）

10月10日体育の日に、不入斗公園ほか市内各会場で開催いたしましたスポーツフェスタ2016について、ご報告させていただきます。

この行事は今年で12回目となり、多くの市民の皆さまに手軽なスポーツを通

して体を動かすことの喜びや、みんなで一緒に汗をかく心地よさを味わっていただけ、活力と健康の増進につなげていただくほか、家族のふれあいの場、スポーツ活動としてのコミュニティーの機会を創設することを目的に開催しております。

トランポリンやアーチェリー、ビームライフル、ボクシングなどふだん余り経験できないスポーツの体験コーナーや、ホームタウンチームである横浜F・マリノスのコーチによるサッカー教室、また、新体力テスト、ヨット体験クルーズ、施設の無料開放などを企画いたしましたところ、親子連れを中心に、約5,050人の参加をいただきました。

開催に当たりましては、主管団体としてご協力いただきました横須賀市スポーツ指導者協議会、横須賀市スポーツ推進委員協議会、横須賀市レクリエーション協会、横須賀市体育協会を初め、体育館と運動公園の指定管理者など多くの皆さまのご協力をいただきましたことをあわせてご報告させていただきます。

スポーツフェスタ2016の開催の結果については、以上でございます。

(質問なし)

報告事項(7)『横須賀市スポーツ特別賞の授与について』

(スポーツ課長)

『横須賀市スポーツ特別賞の授与について』ご報告をさせていただきます。

この賞は、本市に在住し、もしくは在勤・在学し、または深いゆかりのある者で、スポーツの向上発展に寄与し、オリンピック等において顕著な成績をおさめた個人または団体を表彰する制度であります。

この度、横須賀市秋谷在住の吉田愛選手は、リオデジャネイロオリンピック・セーリング女子470級で5位に入賞されましたので、10月7日に市長応接室にて横須賀市スポーツ特別賞を授与いたしました。

授与式では、市長から表彰状とトロフィーを、市議会副議長から花束をお贈りいたしました。

当日は、教育長、両副市長を初め商工会議所特別顧問、体育協会役員が同席され、日本代表選手の証である赤いジャケットを身にまとった吉田選手を中心に、華やかな雰囲気の中、世界を舞台にした活躍した方をお祝いいたしました。

今後も、吉田愛選手のさらなる活躍を願い、市民の皆様とともに応援をしてまいりたいと思います。

スポーツ課からの報告は、以上でございます。

(質問なし)

報告事項(8)『企画展示「横須賀の古墳時代—古墳はだれがつくったか—」について』

(博物館運営課長)

それでは、博物館の新たな企画展について、資料と企画展のチラシによりご説明します。資料をご覧ください。

タイトルは、「横須賀の古墳時代—古墳はだれがつくったか—」です。

会期は、10月29日土曜日から平成29年2月5日日曜日までで、会場は、博物館3階の特別展示室です。

市内の古墳については、新築移転した大津行政センター裏山の古墳群の史跡指定など、市民とともに考える機会がふえています。そこで、新たな資料や研究成果に基づき、横須賀の古墳に関する企画展を開催いたします。

資料の上段に記載のように、横須賀市が位置する三浦半島は、古来より海と深いかわりがあります。特に古代国家が誕生した古墳時代においては、各地からさまざまなものが海路で運び込まれてきています。三浦半島が「海の十字路」として国家の成立と展開に重要な役割を果たしたことがわかってきました。

内容及び展示の資料は、記載のとおりでございます。

次に、チラシをご覧ください。

チラシの写真は、神明小学校から神明公園の地下にかけて埋まっています蓼腹古墳の琴を弾く男子の埴輪像です。この埴輪は、横須賀でつくられたものではなく、群馬県南部で生産されたものが搬入されてきているものです。このように、古墳の埴輪や副葬品に限らず、三浦半島では集落遺跡などからもさまざまな地域の土器や漁撈具が出土して、まさに海の十字路と呼ぶにふさわしい特徴が見いだされます。こうした他地域との交流の面から、横須賀の古墳の造営者を考えていきます。

なお、この企画展に関連して、記載のとおり展示解説を2回、それから博物館講演会を1回、開催いたします。展示解説員及び講演会講師は、博物館学芸員が担当いたします。

以上で、今回の企画展についての説明を終わります。

(質問なし)

報告事項（9）『横須賀美術館企画展「新宮晋の宇宙船」の開催について』

（美術館運営課長）

それでは、来週11月3日、文化の日から始まります『横須賀美術館企画展「新宮晋の宇宙船」の開催について』報告いたします。

「1 展覧会名」「2 会期」「3 主催者等」は、記載のとおりです。

「4 観覧料」ですが、開催初日の11月3日は文化の日に当たりますので、例年どおり無料観覧日となります。

次に「5 概要」ですが、風や水の流れなどを受けて動く彫刻作品が世界各地に設置され親しまれている作家、新宮晋の個展です。屋内空間のために制作された作品のほか、美術館の前庭、「海の広場」には風で動く作品を一面に設置しますので、海、山、そして美術館と一体となった風景を楽しむことができます。

「6 関連事業」としましては、出品作家によるアーティストトークや絵本をつくるワークショップのほか、新宮晋さんの活動に迫ったドキュメンタリー映画の上映会も開催します。チラシを添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で報告を終わらせていただきます。

（質問なし）

（理事者報告なし）

（委員質問なし）

委員長 日程第2については、人事案件のため、秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成28年10月28日（金） 午前10時56分

横須賀市教育委員会

委員長 荒川 由美子